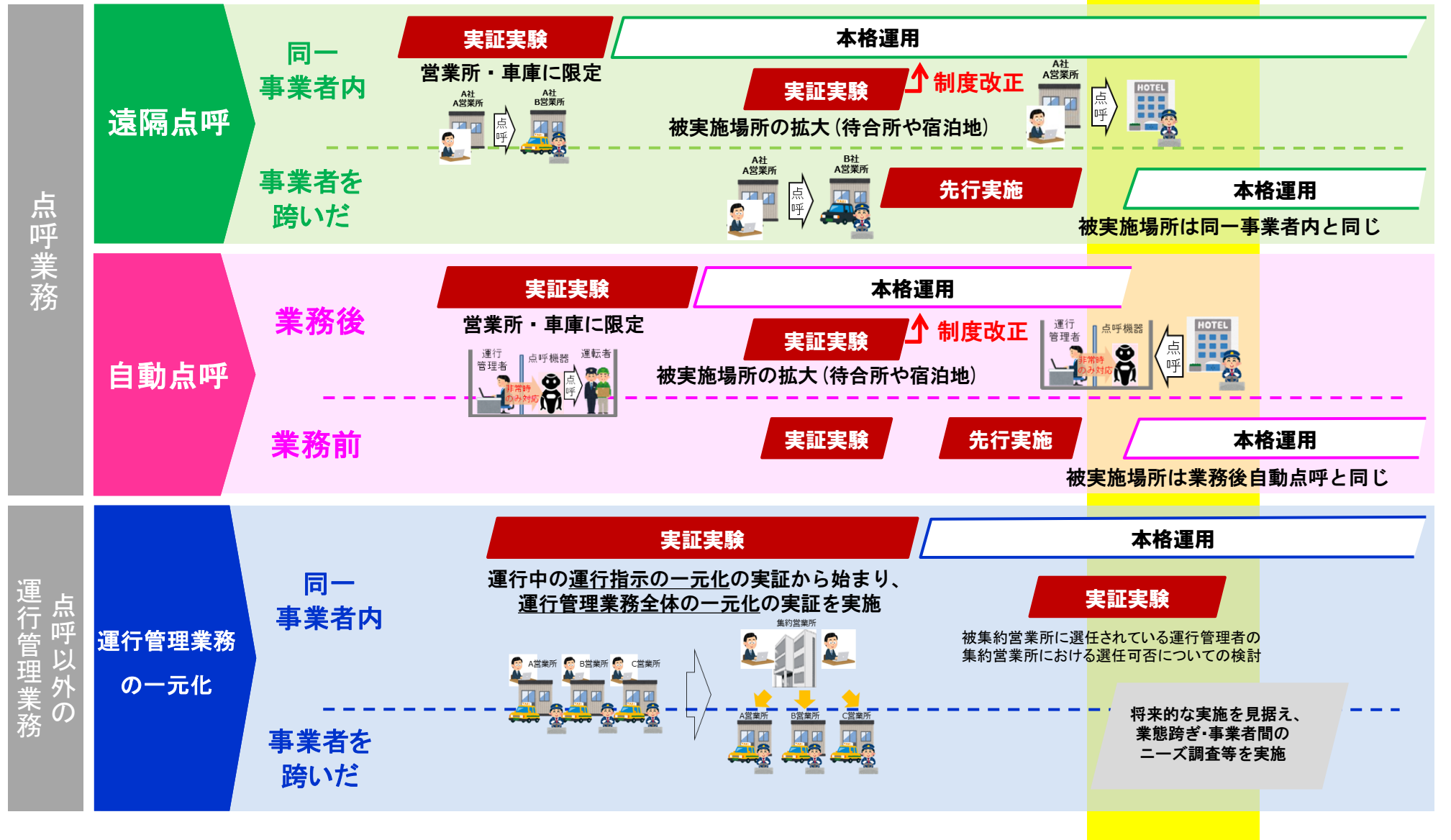


令和7年度運行管理高度化の 検討スケジュールについて

令和7年度 第1回「運行管理高度化ワーキンググループ」

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 **令和7年度** 令和8年度～



遠隔点呼

- 令和4年4月、運転者が同一事業者内の営業所又は車庫で遠隔点呼を受けられることを可能とする制度化を実施。令和6年4月には、宿泊施設や休憩施設、車内などにおいても同一事業者内遠隔点呼の実施を可能とする告示改正を実施。令和7年3月末時点で、事業者から延べ4457件(トラック:3357件、バス:629件、タクシー:471件)の届出を受領。
- 事業者を跨いだ遠隔点呼(事業者間遠隔点呼)についても実施可能となるよう、また、貨物軽自動車運送事業者も遠隔点呼が実施可能となるよう、令和7年4月末に告示改正を実施。

自動点呼

- 令和4年12月、運転者が同一事業者内の営業所又は車庫で業務後自動点呼を受けられることを可能とする制度化を行い、令和6年4月には、運転者が宿泊施設や休憩施設、車内などにおいても業務後自動点呼の実施を可能とする告示改正を実施。15社の業務後自動点呼機器(19機種)を認定済であり、令和7年3月末時点で、事業者から延べ3355件(トラック:2379件、バス:714件、タクシー:262件)の届出を受領。
- 業務前自動点呼についても実施可能となるよう、また、貨物軽自動車運送事業者も自動点呼が実施可能となるよう、令和7年4月末に告示改正を実施。

同一事業者内 運行管理業務の一元化

- 令和6年4月、同一事業者内における運行管理業務の一元化について実施を可能とする制度化を実施。同年10月末時点で、延べ24件(トラック:4件、バス:20件、タクシー:0件)の届出を受領。
- 被集約営業所に選任されている運行管理者の集約営業所における選任可否について実証実験をしながら検討を実施中(令和6年度～)。

令和7年度 運行管理高度化の検討スケジュール案

	R 7 (2025)										R8(2026)				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
運行管理高度化WG			☆第1回 ・他営業所運行管理者による対面点呼 ・運行管理業務の一元化における運行管理者選任数について ・次世代運行管理システムについて					☆第2回(P) ・遠隔点呼・自動点呼の実態調査報告 ・運行管理業務の一元化における運行管理者選任数の実証実験報告 ・次世代運行管理システムの実証について			☆第3回(P) ・運行管理業務の一元化における運行管理者選任数の実証実験報告 ・事業者・業態を跨いだ運行管理業務の一元化について ・次世代運行管理システムの実証について ・今後の取組について				
スケジュール	遠隔点呼 自動点呼 周知啓発		遠隔点呼・自動点呼の実態調査・優良事例調査【アンケート・ヒアリング】					遠隔点呼・自動点呼 周知リーフレット作成					☆公表		
	現行点呼 制度の 課題解決		他営業所運行管理者による対面点呼の検討												
	運行管理業務の一元化		運行管理者選任数緩和に係る実証実験												
	次世代運行管理システム検討		次世代運行管理システムの機器検討 実証実施要領作成、審査等					事業者・業態を跨いだ運行管理業務の一元化 検討(ニーズ把握等)							
		審査等が終了次第					次世代運行管理システム実証実験【タクシー】								

【参考】規制改革実施計画について(令和7年6月13日)

カ ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等による運行管理者不足等を踏まえた効率的な安全管理の実現

～背景省略～

a	<p>国土交通省は、自家用車活用事業を含む自動車運送事業について、ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等を進め、効率的な安全管理を実現する観点から、事業者ごとに異なるICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等の程度に応じ、営業所ごとに必要な運行管理者の選任数を設定することについて、各事業者の実態等を踏まえて実証を行い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。</p>	
b	<p>国土交通省は、自家用車活用事業を含む自動車運送事業者に課されている運行管理者の営業所ごとの選任について、事業者における柔軟な運行管理者の配置による運行管理者不足への対応、業務効率化及び生産性向上を図り、効率的な安全管理を実現する観点から、ICTの徹底活用等によって運行管理業務を確実に遂行できることを前提とした上で、運行管理者が他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務可能とすることについて、各事業者の実態等を踏まえて実証を行い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。</p>	
c	<p>国土交通省は、運行管理者が実施する点呼について、旅客解釈運用通達又は貨物解釈運用通達の規定により、運行管理者の指導及び監督の下で補助者が当該点呼の一部を実施する場合には、点呼を行うべき総回数の3分の2以下しか点呼を実施できないとされている点について、令和3年以降段階的に実証及び制度化が行われている、運行管理者の責任の下で実施される自動点呼の場合には、当該自動点呼による点呼回数に制限がなく全ての点呼を実施可能とされていることも踏まえ、運行管理者の責任の下、運転者が安全な運転をすることができないおそれ等がある場合には、運行管理者に運行の可否の判断を求めること等を前提とした上で、自動車運送事業者における柔軟な運行管理者の配置による運行管理者不足への対応、業務効率化及び生産性向上を図り、効率的な安全管理を実現する観点から、補助者が実施可能な点呼の総回数を緩和するよう見直す方向で実証を行い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。</p>	令和7年度措置
d	<p>国土交通省は、運行管理者が運転者に対して実施する点呼について、基本的には当該運転者が属する営業所内で実施することが前提であり、異なる営業所間や事業者間の点呼を行う場合には点呼告示第4条の規定に基づく遠隔点呼が認められているが、同一敷地内や同一建物の中に異なる営業所又は事業者が存在している場合であっても、営業所間又は事業者間の点呼を行う際に対面点呼の併用が認められておらず業務上の非効率が生じているとの声があることを踏まえ、ICTの活用による情報共有等が可能な状況であることが確認されている遠隔点呼を実施する自動車運送事業者については、遠隔点呼と併用して、異なる営業所間・事業者間における対面点呼を可能とするための必要な措置を講ずる。</p>	